

「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について
(検討ペーパー)

1 「循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針」について

(1) 我が国が目指す循環型社会のイメージ

「循環型社会」とはどのような社会かについての具体的なイメージを記述するべきではないか。

廃棄物やリサイクルの観点のみならず、エネルギーや自然に関する循環など幅広くとらえ、関連する環境課題への取組との関連づけも記述するべきではないか。

経済のグローバル化に伴う国際的な循環と国内的な循環の関係についても検討するべきではないか。

(2) 基本的な考え方や政策手法

排出者責任の徹底が重要ではないか。

拡大生産者責任の言葉を明示するとともに、拡大生産者責任の具体化(例えば発生抑制、リサイクルしやすい商品設計、事業者回収、デポジット制、リターナブル容器、レンタル・リース・メンテナンス事業の拡大等)が重要ではないか。

経済的手法(例えば家庭ごみの有料化、天然資源や生産・流通・使用段階での税・課徴金、デポジット制等)の導入の検討・推進が重要ではないか。

動脈産業と静脈産業が有機的に結びついた経済構造の構築が必要ではないか。このため、適正な循環や廃棄にかかるコストを、適正に負担するシステムの構築が必要ではないか。

リサイクルのみならずリデュース、リユースの促進策を強く打ち出す必要があるのではないか。

メーカー・販売店の情報公開、消費者との情報ネットワークの構築が重要ではないか。

(3) 関係個別法及び個別施策との総合的・有機的な連携の基本的な方向

関係個別法の適切な運用と拡充、基本法と個別法の調和が必要ではないか。

喫緊の課題と中長期的課題を明確に区分し、優先順位をつけて取り組む必要があるのではないか。

物流のあり方を検討するべきではないか。

有害物質のコントロールは重要であり、例えばP R T R法の適用などを明確にすべきではないか。

(4) 循環資源の発生、循環的な利用及び処分目標量

循環資源の具体的な活用方針を示すべきではないか。

施策の具体的な目標として数値目標を盛り込むべきではないか。

数値目標としては、ある年次での処理すべき廃棄物量及びリサイクルにまわる量、主要製品についての回収・再資源化割合を提示するべきではないか。

個別物品毎の数値目標は個別法で設定すべきであり、基本計画では目標設定の考え方、達成時期等についての基本的な方針を示すべきではないか。

個別法では「リサイクル率」に加え、「回収率」を数値目標として用いるという方針を提示すべきではないか。

個別法と基本法とで短期的目標と中長期的目標として分けるといふ考え方もあるのではないか。

2 「循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」について

(1) 国が果たすべき役割

国と地方公共団体の役割・責任を具体的に明記し、可能な限りその範囲を明らかにするべきではないか。

国は、関係個別法の見直し・拡充、税制等経済的措置の構築、情報提供、環境教育や普及・啓発活動等を行うべきではないか。

国は、循環型社会を構築するために必要な人材確保の手立てを考えるとともに、国民に循環型社会の思想を伝えるコーディネーター、アドバイザー等の指導者を育成するべきではないか。

国・地方公共団体は、市民・NGOの活動が十分にできるように、予算措置、情報公開の徹底等を行うべきではないか。

国・地方公共団体・事業者・国民のパートナーシップの育成が重要ではないか。

国・地方公共団体における監視体制の強化を記述するべきではないか。

(2) 主要な循環資源ごとの個別の施策、施設整備の基本的な方針、国が率先して実行しようとする行動

<環境教育及び学習に関する事項>

環境教育及び学習の振興が重要ではないか。

国民や事業者の意識改革・行動改革につながる施策（例えば省資源・省エネルギーを基本としたライフスタイルの定着、リサイクル製品の普及や市場育成の進展等）が必要ではないか。

<民間団体等の活動に関する事項>

地域・学校・企業等の環境活動のつなぎ手として、民間団体等の活動の支援、人材育成が重要ではないか。

静脈産業に従事する者に対する各種研修の実施、静脈産業への支援体制の強化を記述するべきではないか。

<統計情報の整備に関する事項>

廃棄物等についての統計情報の速報体制の整備を記述するべきではないか。

情報のネットワーク化・整備（例えば地域単位で情報を迅速に利用できるシステム作り、ごみ処理・リサイクルの費用等に関する全国データの集計方法の確立と実施、循環資源がどの事業所でどの程度発生し、どの程度需要があるのかなど）を図るべきではないか。

<技術開発に関する事項>

企業の技術開発に対する支援方針を記述するべきではないか。

一般に技術に対する認識が低く、先端技術の適用で社会が変わることなどを記述するべきではないか。

将来性のある技術システムの開発や普及を柔軟に進めていく必要があるのではないか。

< 適正処理に関する事項 >

3 Rのみならず適正処理をしっかりと計画に位置づける必要があるのではないか。
施設整備等の社会基盤作りが重要ではないか。
最終処分システムを、いかに最小にしていくかが重要ではないか。
廃棄物処理場・最終処分場の整備への積極的取組が重要ではないか。特に関係者の合意形成円滑化の仕組み作り、関係者間の連携が必要ではないか。

< 不法投棄対策に関する事項 >

拡大生産者責任を踏まえた対策（例えば不法投棄物の回収を小売業者・製造業者等の責任とすること、回収費用を製造業者等の負担とすること、回収・リサイクル費用を販売価格に含めることなど）が必要ではないか。
不法投棄の未然防止に向けた現状調査と結果公表、不法投棄者に対するさらなる罰則規定の整備、取締りの強化など適正処理に向かわせるための仕組みづくりが重要ではないか。

3 「その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について

(1) 地方公共団体・事業者・国民が果たすべき役割

国と地方公共団体の役割・責任を具体的に明記し、可能な限りその範囲を明らかにするべきではないか。(再掲)

地方公共団体は、ごみ処理・リサイクルの実施役から循環型社会のコーディネーターになる必要があるのではないか。また、環境教育や普及・啓発活動を行うべきではないか。

国・地方公共団体は、市民・NGOの活動が存分にできるように、予算措置、情報公開の徹底等を行うべきではないか。(再掲)

国・地方公共団体・事業者・国民のパートナーシップの育成が重要ではないか。(再掲)

国・地方公共団体における監視体制の強化を記述するべきではないか。(再掲)

(2) 関連施策との有機的連携の確保のための留意事項

循環を軸にして地域をつなぐ「環境のまちづくり」が必要ではないか。

循環型社会形成推進に資するよう、国際的な協力・連携が必要ではないか。

(3) 計画のフォローアップのあり方

計画のフォローアップには柔軟性を持たせるべきではないか。

その他

地域におけるケーススタディーをベースにした内容を盛り込むべきではないか。
自治体や市民の意見を十分聞いて基本計画に反映させるべきではないか。
基本計画の策定作業を急ぎ、できるだけ前倒しをするべきではないか。